

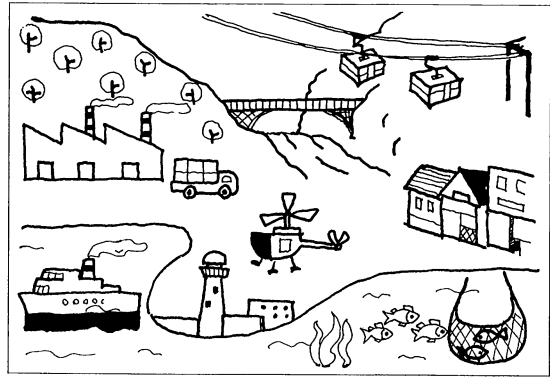
工場も店舗も会社も学校も

7月1日現在で、全国いっせいに事業所統計調査が実施されます。

“事業所の国勢調査”とも呼ばれるこの調査は、農林漁家等を除く、我が国のすべての事業所を対象とした調査で昨年実施した“国勢調査”と並ぶ、国の最も基本的な統計調査です。

この調査は、戦後まもない昭和22年に第1回調査が、翌昭和23年に第2回調査が実施され今回の調査は前回調査から5年目に当たっています。そのため、今回の調査では最近の経済情勢の変化が、国をはじめ都道府県・市町村の産業構造にどのような影響をもたらしているかが、多方面から注目されております。

また、今回の調査で調査対象となる事業所数は、全国で700万程度と見込まれ、その事業所を調べるため約13万人の事業所統計調査員が配置されます。



本的な単位で、その個々の場所を“事業所”、といいます。簡単にいえば、「収入を得て働く人のいる場所」と言う事が出来ます。この場合、営利目的か非営利目的かでなく、たとえば、商店や工場のほか、学校とか、病院、教会、組合、役所なども事業所となります。なお、事業所は、場所ごと、経営者ごとに区切られて、1事業とする事が原則となっています。

◇調査の目的等

事業所統計調査は、生産、投資、雇用など経済活動の基礎単位となる事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本構造を全国及び地域別に明らかにし、その結果は、経済計画や地域開発計画など各行政施策等の基礎資料として提供することと同時に、事業所に関する名簿を作成して、事業所を対象とした各種統計調査実施のための資料を提供する事もまた目的としております。また、国の行う重要な統計調査として、指定統計第2号に指定され、統計法に基づいて定められた事業所統計調査規則に従って実施されると言う法的根拠に基づきながら、前述のとおり農林漁家等を除く全国のすべての“事業所”を対象とし、実施されます。

ここで言う“事業所”とは、物を生産したり、サービスを供給(生産)するなど、経済活動を行う基

◇調査の種類及び調査事項

調査は、甲調査、乙調査及び丙調査の三種類となっております。

○甲調査………農林漁家を除く民営のすべての事業所について、次の事項を調査します。

〔全事業所について〕

- | | |
|--------------|------------|
| ア 名称及び電話番号 | イ 所在地 |
| ウ 経営組織 | エ 本所・支所の別 |
| オ 開設時期 | カ 事業の種類・業態 |
| キ 従業者数(男・女別) | ク 事業所の形態 |

〔会社について〕

- | |
|----------------|
| ア 資本金額 |
| イ 会社全体の常雇数 |
| ウ 会社全体の主な事業の種類 |
| エ 支所・支社・支店の数 |

……………昭和61年事業所統計調査のあらまし

オ 支所について、本所の名称・電話番号及び所在地

- 乙調査は、サービス業のうち「物品賃貸業」、「旅館、その他の宿泊所」、「洗濯・理容・浴場業」、「その他の個人サービス業」、「映画業」、「娯楽業（映画業を除く）」、「駐車場業」、「自動車整備業」及び「その他の修理業」の事業所について、次の事項を調査します。

ア 名称

イ 現金給与支給額

ウ 最近の1年間の総売上高

- 丙調査は、国・地方公共団体及び日本国有鉄道の事業所について、次の事項を調査します。

ア 名称及び電話番号

イ 所在地

ウ 事業の種類

エ 職員数(男・女別)

◇調査の方法等

調査は、次の系統を通じて実施されます。

- (1) 甲調査及び乙調査について

総務庁統計局—都道府県—市町村—指導員—調査員—事業所

実際の活動は都道府県から任命された調査員が行います。

- 調査票の配布と回収

調査員が各事業所を訪問し、調査票を配布して7月1日現在の状況を記入するように依頼します。次に、再度各事業所を訪問して、調査票を取り集めますが、場合によっては、調査員が聞き取りによって調査することもあります。

- (2) 丙調査について

丙調査は、前記のとおり、国・地方公共団体、

及び日本国有鉄道の事業所を対象としていますが、対象となる事業所の性格から、調査員によらず各省庁、都道府県、市町村及び日本国有鉄道の組織を通じて実施されます。

◇結果の公表等

要計表による全国・都道府県別及び市町村別事業所数を昭和61年11月頃、概数として公表する事となっております。

◇今回調査の特色

統計は、過去の調査との継続性が必要な反面、常に経済、社会のニーズにこたえるために、いろいろな改善が要求され、今回の調査においても統計の有効利用、事業所及び企業に関する統計母集団資料の効率の活用等の見地からつぎのような改善がなされています。

- ① 従業者を男・女別に区分し調査する。
- ② 町丁字別など小地域単位の統計を作成する。
- ③ 支社の名寄せと企業単位の統計を作成する。
- ④ 地方分査の方法で、調査結果の早期利用をはかる。

以上、本年7月に実施される事業所統計調査についてその概要を述べてきましたが、今回の調査は、前述のとおり前回の調査から5年の歳月が流れており、その間、社会世情的にも産業構造の変化が大きいことから、その結果を示す統計の早期公表と事業所を対象とする各種統計調査実施のための新たな事業所名簿等の早期整備が関係各方面から待たれている現状であります。そのためには、各事業所のご協力が不可欠であり、この紙面をとおして、各事業所の皆様へ調査のご協力をお願い致します。 (統計課・商工グループ)

「統計」雑感

統計調査ないし統計行政においては、現在いろいろな難問が存在している。統計行政に携わっている一人として、日頃、これらの難問に突き当たり、苦しんだり思い悩んでいることが多いので、思いつくままに個人的な感想を述べてみたい。

数ある難問の中で、私が本質的に重要だと考えているのは、記入者の報告負担の問題をどう考えるかという点である。統計調査は、国民の報告負担の上に成り立っている。ここで、一般的に「国民」といつているが、分けて整理すれば、企業、事業所のような調査対象と、一方では個人、世帯のような調査対象とに区分でき、報告負担の中身については、個人のプライバシーに係わるような質的な面と、一事業所当たりの統計調査の件数とか一調査当たりの設問項目数など、いわば量的な問題とがであろう。勿論、各統計調査の実施主体は、いわゆる統計調査環境の問題としてこれを把えて、それなりの対応や自己抑制を図っているはずである。しかし、我が国の統計調査の置かれている状況を全体として眺めた場合には、やはり、報告負担の問題を現状のままでよいとすることは、到底できないだろう。統計調査の実査において、地方統計機構の各職員及び統計調査員の方々のご苦勞がどれほど大きいかは、誰にも解るはずである。このような関係者の多大の努力にも拘わらず、事実としては、客体への訪問回数及び回収率という形で、調査環境の状況が客観的に示されるわけである。しかし、問題はこれに止まらない。回収された調査票の内容がすべて誠実に、事実を即して記入されていると考えるのは、余りにも楽観的な人だけであろう。つまり、報告負担の問題が、統計の正確性、信頼性に、根の深いところで大きくかかっているとみるのが常識的である。報告者

が、国や地方公共団体の実施する統計調査の調査票に記入して提出するのは、行政なり公共セクターに対する一定の信頼感ないし協力意志があるからである。指定統計調査であろうとその他の統計調査であろうと、国民の「公共性」の意識なしには、外形的な回収率の面のみならず記入内容の正確性の確保をも考慮に入れて考えるならば、信頼しうる統計調査が円滑かつ適切に行われるはずがない。各統計調査の実施者は、この点について、十分に痛感しているだろうか。頭では理解していてもデータの必要性の視点、ともすると、統計の充実のための充実という感覚で調査を実施することはないだろうか。

我が国の経済や社会は大きな構造変化を経験しつつあるといわれるが、それと平行して国民の意識の変化も底深い潮流の如く、すさまじいものがあるように感じられる。国民意識の変化には、多様性、多面性があると思われるが、とりわけ「公共性」という側面でどう変化していくのか、一抹の不安なしとしない。それぞれの統計調査が、国民の公共意識に依存しながらこれを食いつぶすことがないことを願うものである。

視点をもう少し拡げて、統計利用者は、統計調査の過程における記入者の報告負担の問題をどう考えているのであろうか。おそらく一般的には、ほとんどこの点は意識されていないのではなかろうか。また、統計利用者は、統計情報の信頼性について十分吟味して利用しているのだろうか。勿論、一部の人々は、厳密な検討を加えた上で統計情報を利用しては違いない。しかしそうでない人々は、自らの認識に都合のよい統計数字を自分勝手に利用しているかもしれないし、さらにその統計数字の信頼性に問題があるというようなこ

総務庁統計局統計基準部

統計審査官 橋本哲也

とがあるとする、統計数字が客観的な正確さを裏付けるには極めて有力な情報であるだけに、関係者あるいは世の中を惑わすことにならないとも限らない。

私はここで、しばらく現実的な認識を没却して、いささかSF的な提案を試みたい。

すなわち、向こう一年間、あらゆる統計調査の実施を中止するのである。そうすると、我が国の、経済、社会、文化等の各分野において、最近時点の統計情報がないために、諸々の事業や活動の計画画面、実施面においてどれだけ不便するか、極端な場合には、活動自体が行い得なくなる場合もあるのが、肌身に浸みて解るのではないだろうか。勿論、これは仮定法の話をしている訳であるが、もう少し仮定法を続けると、当該年の統計情報が存在しない場合には、前年ないし最近年の統計数値を用いて当該年の数値を推計することになる。このような推計値でどうにか事が足りる場合があるかも知れない。あるいは、面倒がって推計もせずにある行動を起こすことがあるかも知れない。いずれにしても、従来、無意識に用いてきた統計情報の重さ(あるいは軽さ)が実感的に認識できる

はずである。その上で、本当に必要性が確認された統計調査を、あるいは統計調査の中の必要最小限度の調査項目に限って、調査を再開したらどうだろうか。これは、一時期もてはやされた「サンセット方式」と多少異なり、いわば「ゼロからの出発方式」とでも呼んでみたいものである。

現代社会の特徴として、「情報化社会」という言い方は、既に完全に陳腐化してしまったが、逆に、私達の生活実感からすれば、情報というものが、仕事の上で、また日常生活の上でいかに大切であるかは、各人がよく理解しているところである。情報の中でも、統計情報は、一つの世界、一つの地域、一つの集団の状況を客観的に認識するためには不可欠の情報であり、その有難さは、夢忘れてはならないはずのものである。統計情報に対しこのように敬意を払うのであれば、統計情報の、いわば生産過程における関係者の苦勞と、さらには、原始的な情報の源であるところの統計調査の対象となる国民の報告負担について、改めて思いを致さなければならないだろうし、また、その再認識から、統計調査にまつわる種々の問題の解決への緒が発見できるのではないだろうか。

第37回全国統計大会のご案内

第37回全国統計大会が、来たる10月31日(金)、大分県別府市で開催されます。

この大会は、全国の統計関係者が一同に会してその使命と重要性を自覚し統計の一層の発展を期するため、昭和25年以降毎年開催されております。

今大会の開催地である大分県別府市は、国際観光都市として広く世界にその名を知られてお

り、県都大分市と並ぶ地方中核都市です。

統計関係者多数の参加を期待いたします。

《第37回全国統計大会の日程》

1. 期 日 昭和61年10月31日(金)
2. 場 所 大分県別府市観海寺、杉乃井ホテル
スギノイホール
(統計課・統計指導グループ)